

長期収載品の選定療養費について

令和6年度の診療報酬改定により、令和6年10月から
**長期収載品を患者さん自身で希望した際に選定療養費
として自己負担が発生します。**

【対象医薬品】

後発医薬品が上市されてから5年経過した長期収載品(準先
発品含む)、又は後発医薬品への置換率が50%を超える
長期収載品が対象になります。

【自己負担額】

長期収載品の価格と後発医薬品の最高価格帯との差額の
4分の1が自己負担になります。(消費税もかかります)

※公費負担の方も自己負担が発生いたします。

【対象とならない方】

- ・入院中の患者（外来のみ対象となります）
- ・処方医が医療上の必要性があると判断し、後発医薬品
への変更不可とした場合
- ・後発医薬品を提供することが困難な場合